

# 衆議院議員の定数は正

## 衆議院議員の議員一人当りの人口

は、各選挙区間で相当不均衡を生じ

ており、この不均衡を是正するため、

埼玉県二人・千葉県三人東京都四人・

神奈川五人・大阪府三人・愛知県二

人・兵庫一人の計二十一人増がおこ

なわれ、衆議院議員の総定数は五百

十一人となった。

## 供託金の引上げ

立候補の際に候補者等が納めることになっている供託金の額は、各選挙区につき、約三倍程度に引上げることとされた。

これは、最近の経済事情を勘案して、供託金を実情に合わせるるとともに、国会議員の選挙については、あらたに選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に要する費用が国庫負担とされた。

各選挙区ごとの供託金の額は次のとおりである。

- 一、衆議院議員選挙  
百万円 (三十万円)
- 二、参議院(全国選出)議員選挙  
二百万円 (六十万円)
- 三、参議院(地方選出)議員選挙  
百万円 (三十万円)
- 四、都道府県の議会議員選挙  
二十万円 (六万円)

- (一) 内改正前
- 五、都道府県知事の選挙  
百万円 (三十万円)
- 六、町村長の選挙  
十二万円 (四万円)

## 選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営

国会議員の選挙においては、供託物が没収されない場合に限り、一定の額の範囲内で無料となります。

## 新聞による政策広告

衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、確認団体の選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のために行う広告で、一定の制限のもとに、いずれか一の新聞において行

うものについては、四回に限り無料で行うことができることになりました。

## 運動用の通常葉書の枚数の増加

選挙運動用の通常葉書については、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、従来から無料とされているが、今回の改正により、この無料葉書の枚数が増加されるとともに、その他の地方選挙の有料葉書の枚数もあわせて増加された。

- (一) 内改正前
- 一、衆議院議員  
三万五千枚 (二万五千枚)
- 二、参議院(全国選出)議員  
十二万枚 (十万枚)
- 三、参議院(地方選出)議員  
新潟県の場合  
五万五千枚 (四万五千枚)
- 四、都道府県の議会議員  
八千枚 (五千枚)
- 五、都道府県知事(新潟県の場合)  
五万五千枚 (四万五千枚)
- 六、町村議会議員  
八百枚 (五百枚)
- 七、町村長  
二千五百枚 (千五百枚)

## 運動用ビラ

選挙運動のために使用する文書(図画は、従来は通常葉書しか頒布することができないこととされて

## 投票区を二ヶ所増設

### (興野と善久地区に)

従来、黒埼町公民館を第一投票所としてきた地域は、過去四年間で五百五十一人の有権者が増え、また、山田小学校を会場とする、第三投票区においても、年々住宅の増加により、有権者も急増していることから、投票区の増設について、新潟県選挙管理委員会と協議を重ねてきた結果、次期選挙より、次のように投票区の変更をいたしますので、お間違いないようお願い致します。

黒埼町選挙管理委員会委員長 武田 源助

投票区	投票区の区域	有権者数
第一投票区	金巻・興野一区・興野二区・小平方・鳥原新田	一、四五六
第二投票区	川原・鳥原本村・鳥原新地・新町 中学通・諏訪町	一、九九一
第三投票区	二之町・五区・仲町・七区・八区 新田町・栄町	一、七六九
第四投票区	善久一区・善久二区・柳作	一、〇四九
第五投票区	立仏・焼餅団地・山田上・山田下	一、八三八
第六投票区	板井一・板井二・板井三・板井四	一、八一五
第七投票区	木場川前・木場上・木場下 木場八割・木場新田	一、七四一
第八投票区	黒鳥一・黒鳥二・黒鳥三・黒鳥四 黒鳥五・緒立・北場	九六六
第九投票区	寺地・寺地団地	九七八

いたが、今回の改正により、国会議員の選挙においては、通常葉書のほか、あらたに選挙運動用ビラの頒布(散布は除く)ができるが、できることとされ、この作成費も国庫で負担されます。

① 頒布方法  
新聞折込み・選挙事務所内における頒布・立会演説会の会場の入口における頒布・個人演説会の会場内の頒布・街頭演説の場所における頒布の方法が定められている。

② 定数  
二万枚×当該選挙区の議員定数

次のとおりである。

③ 枚数  
一、衆議院議員の選挙

二、参議院(全国選出)議員選挙  
三、参議院(地方選出)議員選挙  
四、都道府県知事(新潟県の場合)  
五、参議院(地方選出)議員選挙  
六、町村議会議員  
七、町村長